



2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

資料 3
県説明会資料 抜粋
一部加工

長野県地域と調和した太陽光発電事業 の推進に関する条例

10月26日、27日

【市町村担当者向け説明会資料】

長野県環境部ゼロカーボン推進室

「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」の概要

1 目的（第1条）

太陽光発電事業の実施が持続可能な脱炭素社会を実現する上で重要であることに鑑み、太陽光発電施設の設置等に関し、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、適正な太陽光発電施設の設置に関する事項を定めることにより、景観、自然環境その他の地域環境の保全及び県民の安全を確保し、もって地域と調和した太陽光発電事業の推進を図ることを目的とする。

2 対象施設（第2条）

発電出力10kW以上の地上設置型太陽光発電施設

3 特定区域での設置（第6条）

次に掲げる区域（以下「特定区域」という。）に太陽光発電施設を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(1) 森林の伐採を伴う区域

森林法に規定する地域森林計画対象民有林

(2) 土砂災害が発生し、又は発生するおそれが高い区域

ア 地すべり防止法に規定する地すべり防止区域

イ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域

ウ 長野県砂防指定地管理条例に規定する砂防指定地

(3) 土砂災害等により、太陽光発電施設が損壊するおそれが高い区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止策の推進に関する法律に規定する土砂災害特別警戒区域

4 特定区域内での手続等（第7条～第23条）

(1) 景観を保全するための措置の検討

(4)の前に景観に配慮するために、景観の保全についての措置を検討しなければならない。

(2) 環境保全策の検討（環境配慮区域内の50kW以上の事業）

(4)の前に、特に環境配慮が必要な区域において50kW以上の太陽光発電施設を設置する場合は、事業区域周辺の環境に及ぼす影響について整理し、環境保全策を検討しなければならない。

(3) 事業基本計画の提出

許可を受けようとする者は、事業基本計画書を作成し、知事に提出しなければならない。

(4) 地域住民等への説明

ア 事業基本計画説明会を開催し、事業基本計画書の内容を説明しなければならない。

イ 地域住民等から出された意見等については、誠実に回答するよう努めなければならない。

(5) 許可の申請

3の区域内に太陽光発電施設を設置しようとする者は、あらかじめ許可を受けなければならない。

(6) 許可基準等

ア 森林の伐採等を伴う区域

土砂の流出又は崩壊その他の災害、水害を発生させるおそれがないこと。等

イ 土砂災害等が発生し、又は発生するおそれが高い区域

土砂災害等の発生を助長するおそれがないことが明らかなこと。

ウ 土砂災害等により、施設が損壊するおそれが高い区域

想定される土砂災害等による施設の損壊等のおそれがないこと又は施設の損壊が生じた場合でも人的・建物等への被害のおそれがないことが明らかであること。

エ 太陽光発電施設の設置に関し不正な行為をするおそれがある者等に該当しないこと。

オ 知事は、許可をしたときは、公表するものとする。

(7) 工事の届出

許可を受けた者は、太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき及び工事を完了したときは、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

(8) 標識の掲示

許可を受けた者は、当該許可に係る太陽光発電事業が行われている間は、氏名又は名称等を記載した標識を掲げなければならない。

(9) 維持管理

ア 許可を受けようとする者は、太陽光発電施設及び事業区域内の土地（以下「太陽光発電施設等」という。）が土砂災害等発生の防止のため及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないようにするため、安全かつ良好な状態が維持されていること等の基準に適合した計画を作成し、知事に提出しなければならない。

イ 許可を受けた者は、作成した維持管理計画に従い、太陽光発電施設等の維持管理を行わなければならない。

ウ 許可を受けた者は、作成した維持管理計画及び維持管理の状況を公表しなければならない。

(10) 撤去の届出

許可を受けた者は、太陽光発電施設を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の30日前までに知事に届け出なければならない。

(11) 許可の取消し

不正の手段により許可を受けたときなどは許可を取り消す。

5 特定区域外での設置（第24条）

3の特定区域以外の区域に太陽光発電施設を設置しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない。

6 特定区域外での手続等（第25条～第28条）

特定区域以外の区域に太陽光発電施設を設置する場合にも、4の(1)から(4)まで及び(7)から(10)までの手続等を行う。

7 実効性確保（第29条～第33条、第39条）

(1) 報告徴収及び立入検査

知事は、必要な限度において報告徴収及び立入検査をすることができる。

(2) 勧告

知事は、4の(9)のイに従い維持管理を行っていないと認めるときは、土砂災害等の発生の防止及び周辺地域の環境の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。等

(3) 措置命令

知事は、(2)の勧告を受けた者が正当な理由なく措置を講じなかったときは、勧告に係る措置を講ずるよう命令をすることができる。

(4) 違反事実の公表

知事は、許可の取消し又は(3)の命令を行ったときは、当該命令を受けた者の氏名等を公表することができる。

(5) 罰則

許可を受けずに太陽光発電施設を設置した者は、5万円以下の過料に処する。等

8 適用除外の特例（第35条・第36条）

地域脱炭素化促進事業で認定地域脱炭素化促進事業者から申出があったもの及び市町村条例により県条例の目的が達成されるときは、県条例の規定を適用しないことができる。

9 施行期日等（附則）

(1) 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

(2) 施行日前に設置に工事に着手した太陽光発電施設に必要な手続

令和6年9月30日までに知事への届出、維持管理計画の作成及び公表等を行わなければならない。

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例【制度の全体像①】

条例全体のフロー

対象

地上設置型の太陽光発電施設（10kW以上）

第1段階
基本計画
検討プロセス
（環境・景観の保全等）

すべての区域

・環境・景観の保全 ・災害対策 ・維持管理 ・地域社会への貢献

環境配慮区域（50kW以上事業）
（環境保全策の検討）

環境影響評価法・条例対象事業はアセス手続で対応

第2段階
合意形成プロセス
（地域住民等への説明）

事業基本計画の提出（県又は市町村）・公表・説明等

事業基本計画
記載事項例

・事業計画の概要（事業者名、規模等）
・環境・景観配慮の事項
・災害対策の事項
・維持管理の事項
・地域社会に資する事項 等

第3段階
災害対策プロセス
（安全確保措置の確認）

特定区域での事業
（県への許可申請）

特定区域外での事業
（県又は市町村への届出）

第4段階
工事プロセス

工事（県又は市町村への届出）

第5段階
運転プロセス
（維持管理、廃棄等）

運転（県又は市町村への届出・報告）

全プロセスを通じての情報公開

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例【制度の全体像②】

条例制定の趣旨

2050ゼロカーボンに向け、地上設置型の太陽光発電施設の適正な設置に関する手順・基準等を設けることにより、地域と調和した太陽光発電事業の普及を図る

対象事業

地上設置型の太陽光発電事業
(10kW以上)

手続き 手法

- ① 特定区域*内での事業 ⇒ 県の許可制
 ② 50kW以上の大規模事業 (①を除く) ⇒ 県への事前届出制
 ③ その他の事業 ⇒ 市町村への事前届出制
 (事務処理特例) ※ 市町村と要協議

* 特定区域：

- ・地域森林計画対象森林区域
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・砂防三法区域
(地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地)

内容

| 項目 | 内容 | 手続等の内容 |
|-------------|---------------------|--|
| ① 地域住民等への説明 | | <ul style="list-style-type: none"> ○事業着手前に事業基本計画の提出を義務付け (例：事業者名、規模、環境・景観配慮、災害対策、維持管理、地域社会に資する事項) ○事業基本計画に関する説明会の開催を義務付け ○地域住民等は事業基本計画について意見等の申し出が可能 ○意見等に対して事業者は誠実に回答する義務 (合理的な理由を付して文書等で応答) |
| ② 安全の確保 | 右の区域 | <ul style="list-style-type: none"> ○特定区域内では、安全基準等を満たさないものは事業禁止 (許可制) ・地域森林計画対象森林区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・砂防三法区域 |
| | 全ての区域 | <ul style="list-style-type: none"> ○斜度30度以上 (高さ5m以上) の急傾斜箇所その他災害のおそれのある箇所では、安全基準を満たさないものは事業禁止 (許可制 (A) ・措置の求め (B)(C)) |
| ③ 環境・景観の保全 | 右の区域 (50kW以上の事業) | <ul style="list-style-type: none"> ○環境配慮区域*内では、事業による影響の整理、環境保全策の検討を義務付け (アセス法・条例の対象事業については、アセス手続の実施をもって替える) ○事業者は検討結果を住民に説明。地域住民等からの意見等に対して誠実に回答する義務 <p>* 環境配慮区域の例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道水源保全地区、水資源保全地域 ・国定公園、県立自然公園 ・自然環境保全地域 ・国有林、地域森林計画対象森林区域 等 |
| | 全ての区域 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民等は景観保全に関し意見の申し出が可能。事業者は誠実に回答する義務 (例えば隣接の敷地境界からの離隔や敷地境界に植栽等を施すことなど、長野県景観条例に基づく基準等を参考に、事業者が検討すべき景観保全項目を整理) |

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例【制度の全体像③】

内 容

| 項 目 | | 手続等の内容 |
|--------------------|-----------|--|
| ④法令遵守 | | <ul style="list-style-type: none"> ○法令遵守の誓約 ○県内において現に太陽光発電事業に関する法・条例に違反又は処分を受けた者など、不正な行為をするおそれがある事業者の許可について、欠格期間を設定 |
| ⑤維持管理、廃棄等 | | <ul style="list-style-type: none"> ○事業者の連絡先など標識の掲示を義務付け ○維持管理基準に従い、災害等の防止・環境の保全・良好な状態の維持・適正な廃棄に関する維持管理計画の提出を義務付け ○維持管理計画に基づく管理状況について定期的な公表を義務付け |
| ⑥実効性の確保 | 手続・罰則等 | <ul style="list-style-type: none"> ○工事着手、事業者・計画変更、廃止等に関して事前の許可申請や届出を義務付け ○指導・助言、報告徴収・立入検査、勧告、措置命令、違反事実の公表、罰則（過料5万円以下）等 |
| | 情報の透明性の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○事業者に対して事業段階ごとに求めた報告等について、その情報を公開し、事業の透明性を確保 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業基本計画の提出 ② 説明会の開催記録の提出 ③ 許可の申請・届出 ④ 工事（着手・完了）の届出 ⑤ 維持管理の結果の公表 ⑥ 撤去の届出 <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> これらをデータベース化、公表し、地域住民等が事業の進捗や運転状況を確認できる仕組みを設ける </div> |
| ◎市町村（条例）との関係 | | <ul style="list-style-type: none"> ○上記の報告等は、市町村も共有 ○許可申請の審査に当たっては、知事は事前に市町村長の意見を聴取 ○市町村長からの意見の申し出があった場合は事業者は誠実に回答する義務 ○市町村条例により、県条例の目的を達成できる場合は、県条例の規定の全部又は一部を適用除外 ○市町村は、県条例の上乗せも可能（事業者との協定による上乗せもありうる） |
| ◎その他条例の円滑な運用のための措置 | | <ul style="list-style-type: none"> ○市町村や事業者からの相談への体制整備、基準・マニュアル等の整備 ○事業情報の提供体制、県が専門家に相談できる体制の整備 ○促進区域内の地域脱炭素化促進事業等で一定の手続に沿った事業については一部手続を緩和 ○既存事業についても一定の維持管理の状況等について公表 ○県は、地域と調和した太陽光発電事業の推進を図るため必要な施策を総合的に講じる |

条例に基づく事務の移譲について

地域に調和した太陽光発電事業を推進するためには、**地域を熟知した市町村との連携が必要**。もっぱら売電目的の事業や、安全基準・環境保全の審査を要する**技術的・専門性の高い事業については県が**、自家消費目的の事業や**小規模事業については市町村が、それぞれ事務を処理**。

- 本条例においては以下の3パターンに分けて事務を処理します

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ① 特定区域内での事業 | ⇒ 県の許可制 |
| ② 50kW以上の大規模事業（①を除く） | ⇒ 県への事前届出 |
| ③ その他の事業 | ⇒ 市町村への事前届出制 |

- ③の事務については、「**知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例**」によって、各市町村へ事務を移譲する予定です。

地方自治法（昭和22年法律第67号）
（条例による事務処理の特例）

第252条の17の2 **都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。**この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

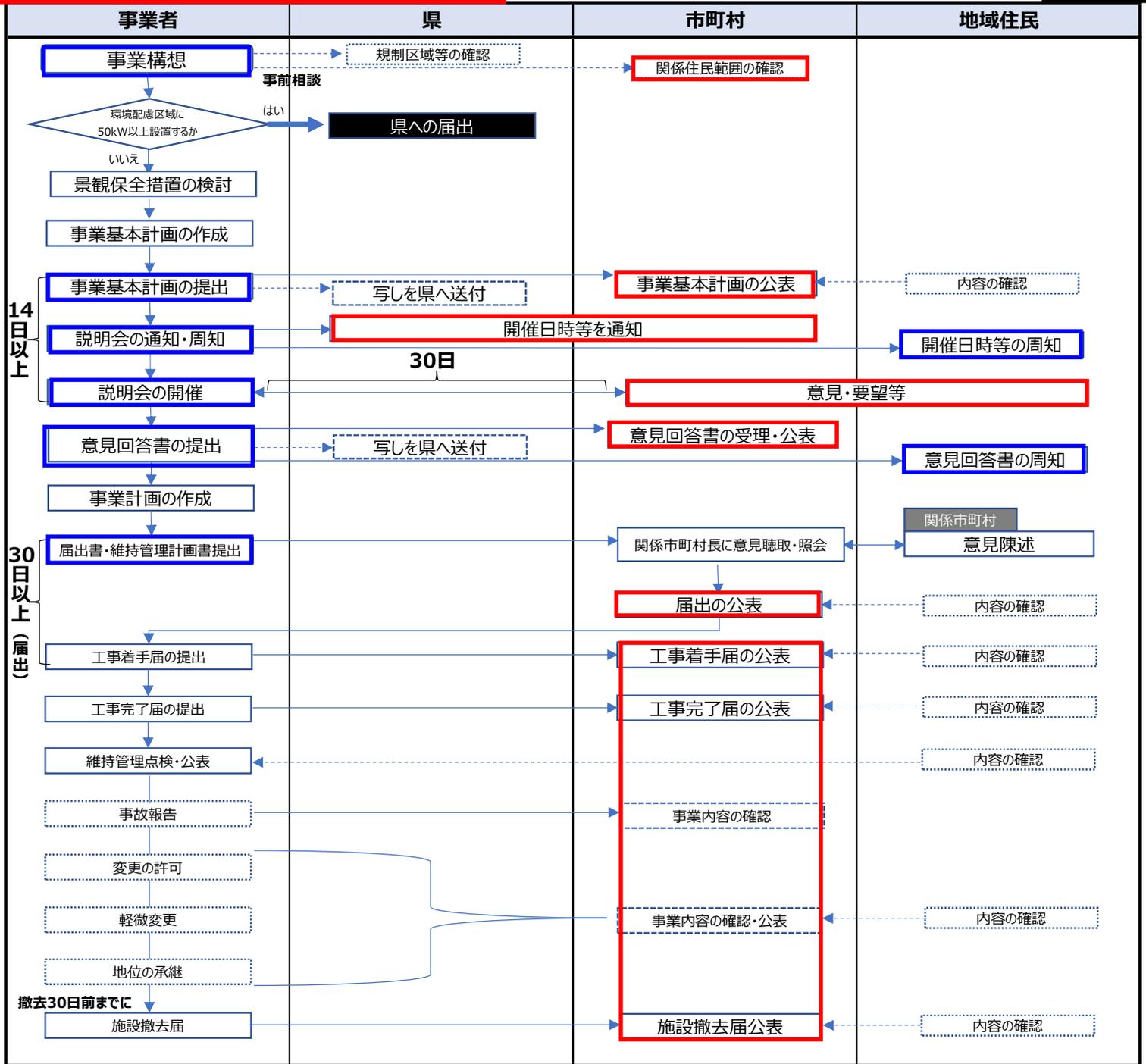
2 前項の条例（同項の規定により都道府県の規則に基づく事務を市町村が処理することとする場合で、同項の条例の定めるところにより、規則に委任して当該事務の範囲を定めるときは、当該規則を含む。以下本節において同じ。）を制定し又は改廃する場合には、**都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。**

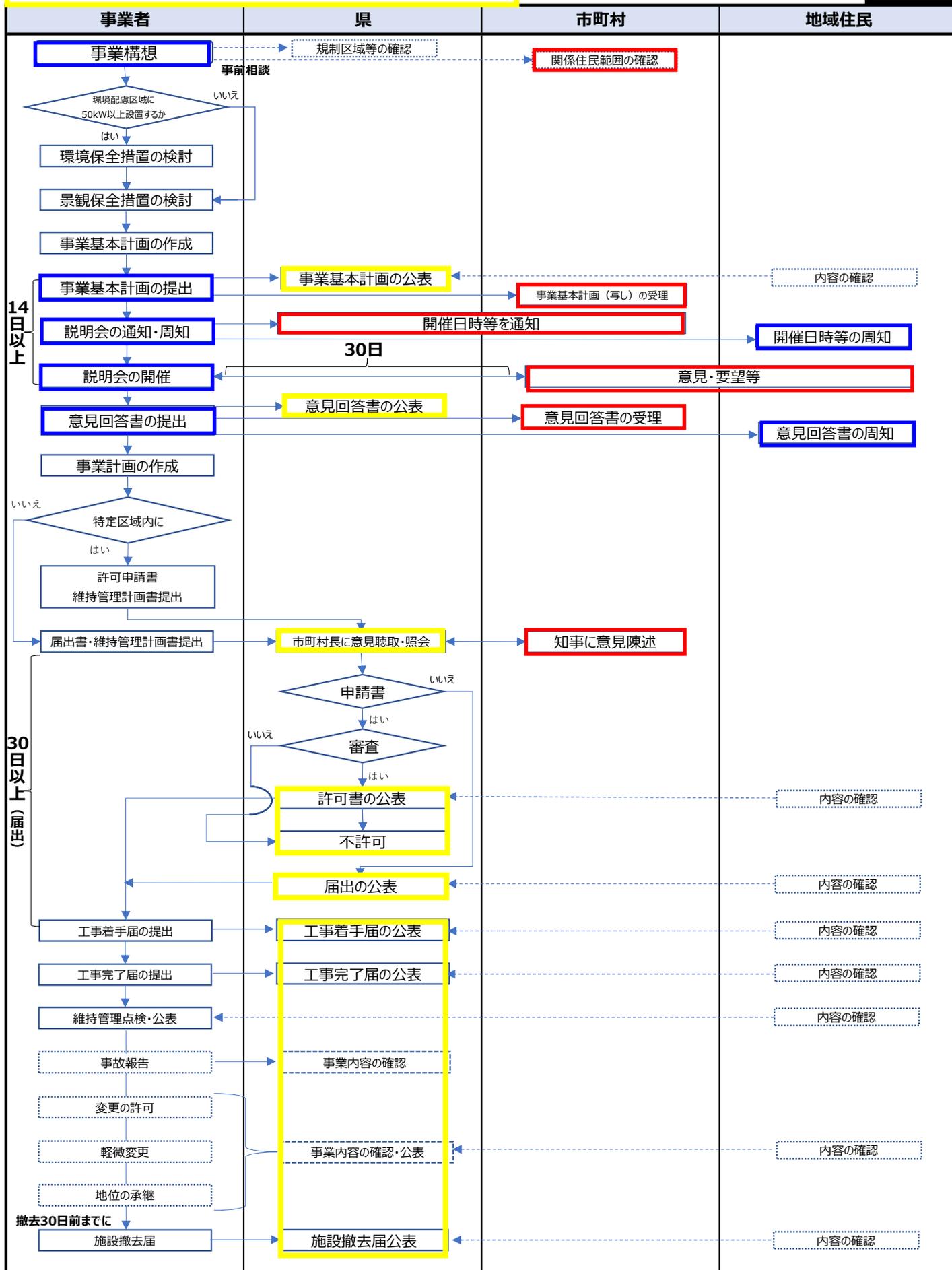
3 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第一項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。

4 前項の規定による要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該市町村の長と協議しなければならない。

<事務移譲のフロー>

- ① 市町村条例との整合や事務処理体制の検討の実施
- ② 市町村長への正式協議 ⇒ 協議通知書の送付（12月中）
- ③ 県特例条例の改正 ⇒ 2月県議会で改正





14日以上

30日以上(届出)

施行に向けた今後のスケジュールについて

| 時 期 | 内 容 | 備 考 |
|-------------------|-------------------------------|---|
| R5.10.26 10.27 | ・ <u>市町村向け条例説明会（本日）</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・事務移譲について説明 ・市町村条例との関係について ・調査表照会通知（県⇒市町村） |
| 11月中 | ・ <u>市町村条例と県条例の整理（照会）</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・調査表を提出（市町村⇒県） ・提出後、適時調整※（県⇒市町村） ※場合によりヒアリング |
| 12月中 | ・ <u>事務移譲協議（協議書の送付）</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・協議書送付（県⇒市町村） ・回答書送付（市町村⇒県） |
| 12月下旬 | ・既存事業者へ届出提出依頼文の送付（説明会の案内） | |
| R6.1月上旬 | ・ <u>市町村向け条例説明会（手引書等について）</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・各種手引書等の内容の詳細の説明 この説明会まで以下の各種手引書等（たたき台）を準備します。 <div style="border: 2px solid green; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 条例施行規則 ■ 条例手引書（逐条解説） ■ 許可申請の手引（技術的基準含む） ■ 事務処理要領（市町村事務の手引） </div> |
| | ・事業者向け説明会（手引書等について） | |
| 2月中旬 | ・事務処理特例条例 改正案上程 | |
| 2～3月 | ・ <u>市町村向け条例説明会（最終調整）</u> | ・条例施行を見据えた調整等 |
| R6.4.1 | 条例施行 | |

- 随時準備ができ次第、共有等を行っていく予定です。
- ご不明な点等ありましたら、随時ゼロカーボン推進室担当までご相談ください。